

# 札幌大学学則

昭和42年4月1日  
制定

## 第1編 総則

### 第1章 目的

(目的)

第1条 学校法人札幌大学（以下、「法人」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び建学の精神に基づき、生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的として、札幌大学（以下、「本学」という。）を設置する。

### 第2章 大学の組織

(大学の組織)

第2条 本学に、学群及び大学院を置く。

2 学群に、次に掲げる学系を置く。

- (1) 経済学系
- (2) 外国語学系
- (3) 経営・会計学系
- (4) 法・政治学系
- (5) 文化学系
- (6) 教養学系

3 学群及び大学院の学則は、第2編以下に定める。

### 第3章 職員組織

(職員)

第3条 本学に、教育職員及び事務職員（以下、「職員」と総称する。）を置く。

(教育職員)

第4条 教育職員は、主に学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。

2 教育職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教

3 本学の教育職員は、いずれかの学系に所属する。

4 本学の教育は専任の教育職員が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任の教育職員も担当する。

(事務職員)

第5条 事務職員は、主に一般管理業務、教育（厚生補導を含む。）及び研究に関する事務に従事する。

(学長)

第6条 学長は、教育研究等の校務をつかさどる。

2 学長は、職員を統督する。

3 学長は前2項に掲げる任務の遂行に必要な内規を裁定によって定める。

4 学長に事故あるとき又は学長が欠けたときは、法人が指名する副学長が学長の職務を代理又は代行する。

(副学長)

第7条 副学長は学長が推薦し、理事長が任命する。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて、校務をつかさどる。

(学系長)

第7条の2 学系長は、各学系が候補者を選出し、その結果を踏まえ学長が推薦し、理事長が任命する。

2 学系長は、学長から委任される業務を遂行する。

3 学系長は、当該学系に関する業務を掌理し、所属教育職員を監督する。

(副学長補)

第8条 副学長補は、学長が任命する。

2 副学長補は、校務全般において副学長を補佐する。

(専攻長)

第8条の2 専攻長は、学系長が推薦し、学長が任命する。

2 専攻長は、専攻の科目担当者を招集し、カリキュラムなど専攻の教育に係る検討を行う。

(コーディネーター)

第8条の3 コーディネーターは、学長が任命する。

2 コーディネーターは、特定の校務において、副学長を補佐する。

(事務局)

第9条 本学の校務を処理するため、事務局を置く。

#### 第4章 教授会

(教育研究協議会)

第10条 学群に、教育研究協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、学長、副学長、学系長、副学長補、事務局長又は部長、その他学長が指名する者（以下、「協議員」と総称する。）をもって構成する。

3 協議会は学長が招集し、議長を務める。

4 学長は、協議会における職務の補佐役として、副議長を指名することができる。

5 協議会の審議は、学群における教授会の審議とする。

6 協議会は、学長が次に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学群及び学系の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

7 協議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 学長は、協議会における職務を副学長に代行させることができる。

9 協議会に関する必要事項は、別に定める。

(学系会議)

第11条 学系に、協議会のもとに学系会議を置く。

2 学系会議は、次に掲げる学系に関する事項について、協議会において意見を述べるすることができる。

(1) 教育研究に関する重要な事項で、学系の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(2) 学系における教育研究に関する事項

3 学系会議の組織は、教授、准教授、講師、助教で構成する。

4 学系会議に関する必要事項は、別に定める。

(専門委員会)

第11条の2 本学に、専門委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副学長が責任者となり、協議会から審議を依頼される事項のほか、次に掲げる教育研究に関する重要事項について検討を行う。

(1) 教務・FD

(2) 入試

- (3) 学生
  - (4) 就職
  - (5) 学術・交流
  - (6) 大学院
  - (7) その他教育研究に関すること
- 3 委員会は、学系から選任された教育職員及び事務職員によって構成される。
- 4 委員会に関する必要事項は、別に定める。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 3 必要ある場合、学長は、第1項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
  - (2) 本学の開学記念日 5月6日
  - (3) 夏期休業 8月1日から8月31日まで
  - (4) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで
- 2 必要ある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

#### 第6章 学籍

(学生の身分)

第15条 学生の入学、休学、転学、留学、退学、除籍、卒業等、学籍に関する事項については、学長がこれを定める。

#### 第7章 賞罰

(表彰)

第16条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第17条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒は、退学、停学及びけん責の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
  - (2) 学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学は、有期停学と無期停学とに分ける。停学のうち、有期停学は3月以内とし、3月を超えるものを無期停学とする。
- 5 懲戒の手續に関する必要事項は、別に定める。

#### 第8章 教育研究支援

(図書館)

第18条 本学に、図書館を置く。

(研究所)

第19条 本学に、研究所を置くことができる。

## 第9章 生活支援

(保健室等)

第20条 本学は、学生及び職員の保健、衛生を管理するために保健室等を置く。

## 第10章 自己点検・認証評価

(点検評価及び公表)

第21条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、法人の監督下において、教育研究等の状況を定期的に点検し、自己評価を行うとともに、法人による評価を受けて、その結果を公表するものとする。

2 本学は、第1項に定める点検評価に対し、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。

(教育内容及び方法の改善)

第22条 本学は、前条の点検評価の結果を踏まえ、教育内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

## 第11章 教育研究成果の公開

(教育研究活動状況の公表)

第23条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、教育研究活動の状況を公表するものとする。

(公開講座)

第24条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第12章 改廃手続

(改廃手続)

第25条 この学則の改廃は、学長の意見を聴いて理事会が決定する。

## 第2編 学群学則

### 第1章 学群の目的

(学群の目的)

第26条 本学の学群は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神をもって学術の理論と応用とを研究・教授して、生气に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、教育研究成果を広く社会に提供することにより地域の発展の礎となり、人類の福祉と繁栄に貢献することを目的とする。

(学群長)

第26条の2 学群に、学群長を置く。

2 学群長は、学長が指名する副学長が務める。

(学群、学域及び収容定員)

第27条 本学において設置する学群、学域及びその収容定員は、次のとおりとする。

学群学域	入学定員	収容定員
地域共創学群	900人	3,600人
人間社会学域		

(学群学域の教育目標及び人材育成の目的)

第28条 学群学域の教育目標及び人材育成の目的は、次のとおりとする。

### 学群学域

### 教育目標及び人材育成の目的

- ① 言語、歴史、自然、文化、政治、経済、産業、社会、法制度、地域、国際、スポーツの諸側面から人間と社会に関する理解を深め、急激な変化を繰り返す21世紀の社会に対し、広い視野と総合的な知識・判断力によって、

持続的かつ総合的に対処できる人材を育成する。

- ② 国際都市・札幌において、基礎的な語学力をベースに国境を越えて発展する地域の諸相を見聞・体感し、地域の取り組みに参加することを通じて、地域において他者と共に新しい価値を生み出す力、すなわち「地域共創力」を身につけた人材を育成する。
- ③ 市民が行政と一体となって公共的価値を支える参加協働型社会の一員として、地域の政治、経済、産業、社会、文化の発展を希求し、経済学、外国語学、経営学、法学、文化学に関する専門知識を駆使してその推進に貢献する意欲と能力を兼備する人材を育成する。

(専攻)

第29条 学群に、前条に定める教育目標及び人材育成の目的を達成するために、次のとおり専攻を置く。

専攻名	人数
経済学専攻	150
地域創生専攻	50
経営学専攻	150
経営・会計コース	(100)
情報経営コース	(50)
法学専攻	100
現代政治専攻	50
英語専攻	60
ロシア語専攻	20
歴史文化専攻	50
日本・日本文化専攻	50
中国語・中国文化専攻	20
異文化コミュニケーション専攻	40
スポーツ文化専攻	70
リベラルアーツ専攻	90

(修業年限及び在学年限)

第30条 学群の修業年限は、4年とする。

2 学群の学生は、8年を超えて在学することができない。

第2章 教育課程、試験、学業の評価及び履修方法等

(授業科目)

第31条 学群に、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設する。

2 授業科目を分けて、基盤教育科目及び専門科目とする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の場合において、授業を外国で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位について45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う授業については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(試験)

第34条 履修した授業科目については、試験を行い、学業成績を考査する。

- 2 試験は、筆記、口頭、実技及びレポートによって行う。ただし、平常点によってこれを代えることがある。

(学業の評価、成績評価基準及び単位の授与)

第35条 学業成績は、AA、A、B、C、D及びEに分け、AA、A、B及びCを合格とする。

点数	評価	
100 ~ 90	AA	合格
89 ~ 80	A	
79 ~ 70	B	
69 ~ 60	C	
59以下	D	不合格
未受験等	E	

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 前項の成績は、学生に通知する。

(授業科目の種類、単位数及び履修方法等)

第36条 授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別表第1から別表第14までの定めるところによる。

- 2 履修に関する必要事項は、別に定める。

(他の大学における授業科目の履修)

第37条 学群の教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、当該他の大学等において修得した単位については、60単位を限度として学群において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。
- 4 他の大学等の授業科目の履修に関する必要事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 学群の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修又はその他文部科学大臣が別に定める学修を、学群における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により学群において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 学群の教育上有益と認めるときは、学生が学群に入学する前に大学又は短期大学において履

修した授業科目について修得した単位（第55条の規定により修得した単位を含む。）を、学群に入学した後の学群における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学群の教育上有益と認めるときは、学生が学群に入学する前に行った前条第1項における学修を、学群における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第45条に定める編入学、転入学の場合を除き、学群において修得した単位以外のものについては、第37条第2項及び第3項並びに前条第1項により学群において修得したものとみなす単位数と合せて60単位を超えないものとする。

### 第3章 入学

（入学の時期）

第40条 入学の時期は、学期の始めとする。

（入学資格）

第41条 学群に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- （2） 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （3） 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （4） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5） 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6） 文部科学大臣の指定した者
- （7） 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （8） 本学が個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達したもの

（入学の出願）

第42条 学群に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 入学の志願に関する必要事項は、別に定める。

（入学者の選考）

第43条 前条の入学志願者については、所定の選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第44条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 入学手続及び入学許可に関する必要事項は、別に定める。

（転入学、編入学及び再入学）

第45条 他大学等から学群への転入学又は編入学を志願する者があるとき、又は学群を正当の理由で退学し、再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。
- 3 転入学、編入学及び再入学に関する必要事項は、別に定める。

#### 第4章 休学、転学、留学、退学及び除籍

##### (休学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により6月以上修学することのできない者は、学長が休学を許可することができる。

2 病気を理由とする休学は、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学は、当該学年限りとする。ただし特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

4 休学の手続に関する必要事項は、別に定める。

##### (休学期間)

第47条 休学期間は、第30条第2項の在学年限に算入しない。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

##### (復学)

第48条 休学の理由が消滅した場合には、学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

3 復学の手続に関する必要事項は、別に定める。

##### (転学)

第49条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 転学の手続に関する必要事項は、別に定める。

##### (留学)

第50条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第58条に定める在学年限に含めることができる。

3 留学に関する必要事項は、別に定める。

##### (退学)

第51条 退学しようとする者は、その理由を明記し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学の手続に関する必要事項は、別に定める。

##### (除籍)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第30条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第47条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠った者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。

3 復籍の手続に関する必要事項は、別に定める。

#### 第5章 委託学生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生及び外国人留学生

##### (委託学生)

第53条 官公庁、外国政府及びその他の事業体から学群での学修を委託されたときは、委託学生としてこれを許可することができる。

2 委託学生に関する必要事項は、別に定める。

##### (研究生)

第54条 学群において、学業に係る特定の分野又は事項について研究することを志願するものがあるときは、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生に関する必要事項は、別に定める。

##### (科目等履修生)

第55条 学群の学生以外の者で、1科目又は複数の授業科目の履修を志願するものがあるときは、科目等履修生としてこれを許可することができる。



2 科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第56条 他の大学又は短期大学の学生で、本学と当該他の大学等との協定に基づき、学群の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 特別科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、学群において教育を受ける目的をもって入学を志願するものがあるときは、外国人留学生としてこれを許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要事項は、別に定める。

#### 第6章 卒業、学位授与及び資格の取得

(卒業)

第58条 4年以上在学して別表第1から別表第11に定める所定の授業科目及び単位を修得し、卒業認定基準を満たした者には、学長が卒業証書を授与する。

2 前項の卒業認定基準については、あらかじめ明示するものとする。

3 第1項の在学年限には、休学の期間を算入しない。

(学位授与)

第59条 卒業証書を授与された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学群学域	学位
地域共創学群	学士(経済学)
人間社会学域	学士(英語)
	学士(ロシア語)
	学士(経営学)
	学士(法学)
	学士(文化学)

(教育職員免許状の取得)

第60条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第58条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める要件を満たすとともに同法施行規則(昭和29年文部省令第12号)に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に関する必要事項は、別に定める。

第60条の2 削除

(学芸員の資格取得)

第60条の3 学芸員の資格を取得しようとする者は、第58条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法(昭和25年法律第285号)に定める要件を満たすとともに同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格取得に関する必要事項は、別に定める。

#### 第7章 学費等納付金

(学費等納付金)

第61条 学群の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備費の金額は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 30,000円

(2) 入学金 200,000円

(3) 授業料 770,000円

(4) 施設設備費 120,000円

2 前項に規定する納付金の他、教育に必要な費用を徴収することがある。

3 学費等納付金に関する必要事項は、別に定める。

(退学の場合の学費)

第62条 退学を願い出る者は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、当該学期の納付期日までに願い出が受理され退学が許可された者は、この限りではない。

(休学の場合の学費)

第62条の2 休学中の学費等納付金に関する必要事項は、別に定める。

(授業料等納付金の不返還)

第63条 既納の授業料等納入金は、返還しない。ただし、入学手続時における取扱いはこの限りでない。

### 第3編 大学院学則

#### 第1章 大学院の目的

(大学院の目的)

第64条 本学の大学院(以下、「本大学院」という。)は、学問の自由を基礎に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、教育研究成果を広く社会に提供することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。

#### 第2章 課程、研究科、専攻、目的、収容定員及び修業年限

(課程)

第65条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。

(大学院長)

第65条の2 大学院に大学院長を置く。

2 大学院長は、学長が指名する副学長が務める。

(研究科、専攻及び収容定員)

第66条 本大学院に置く研究科、専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
文化学研究科	文化学専攻	10	20

(研究科の教育目標及び人材育成の目的)

第66条の2 本大学院に設置する研究科の教育目標及び人材育成の目的は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教育目標及び人材育成の目的
文化学研究科	文化学専攻	「人類の共存」「人類と自然の共生」という今日的課題に答えるべく、「共生と調和」を教育理念とする。この教育理念を実現させるため、斬新な創造力、比較文化的視野に立った批判力、トータル的な表現力という三つの能力を養成する。

2 前項に定める研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。

(修業年限及び最長在学年限)

第67条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 修士課程における在学年限は、4年を超えることができない。

3 学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

#### 第3章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第68条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項に関する授業及び研究指導の方法及び内容並びに計画について、あらかじめ示すものとする。  
(授業科目の種類、単位数、履修方法等)

第69条 授業科目の種類、単位数、履修方法及び研究指導については、別表第15から別表第20に定めるところによる。

(試験)

第70条 履修した授業科目については、試験を行い学業成績を考査する。

(学修の評価、成績評価基準及び単位の授与)

第71条 学修の評価は次の基準によりA、B、C、及びDに分け、A、B及びCを合格とする。

点数	評価	
100 ~ 80	A	合格
79 ~ 70	B	
69 ~ 60	C	
59以下	D	不合格

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(他研究科の授業科目の履修)

第72条 他研究科の授業科目を履修することができる。

2 他研究科の授業科目の履修に関する必要事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第73条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の実施に関する必要事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第73条の2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

#### 第4章 入学

(入学の時期)

第74条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第75条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び再入学)

第76条 本大学院に他の大学院から転入学又は本大学院を正当な理由で退学し再入学を志願する者が

あるときは、選考のうえ入学を許可することがある。

#### 第5章 休学、転学、留学、退学及び除籍

##### (休学)

第77条 病気その他やむを得ない理由により、継続して3月以上修学することができない者は、学長が休学を許可することがある。

2 病気を理由とする休学は、医師の診断書を添えなければならない。

##### (休学期間)

第78条 休学期間は、1年とする。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第67条第2項に規定する在学年限に算入しない。

##### (復学)

第79条 休学の理由が消滅した場合には、学長が復学を許可することがある。

2 復学の時期は、学年の始めとする。

##### (転学)

第80条 他の大学院に転学を志願する者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

##### (留学)

第81条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第67条に定める修業年限に算入することができる。

3 留学に関する必要事項は、別に定める。

##### (退学)

第82条 退学しようとする者は、その理由を明記し、学長の許可を受けなければならない。

##### (除籍)

第83条 次号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第67条第2項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第78条第2項に規定する休学の期間を超えた者

(3) 授業料の納付を怠った者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することがある。

3 復籍に関する必要事項は、別に定める。

#### 第6章 科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生

##### (科目等履修生)

第84条 本大学院において1又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

##### (特別科目等履修生)

第84条の2 他の大学院の学生(外国の大学院等の学生を含む。)で本大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学院と協議のうえ、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 特別科目等履修生の授業料等は、当該大学院との協議によってこれを定める。

3 特別科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

##### (研究生)

第85条 修士課程又は博士前期課程修了後、本大学院において特定分野の研究指導を受けようとする者がいるときは、当該研究科の教育研究に支障がない限り、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する必要事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第86条 外国人で大大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生としてこれを許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要事項は、別に定める。

第7章 修了、学位授与及び資格の取得

(修士課程の修了要件)

第87条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、別表第15～別表第20に定める所定の授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院で行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項に定める修士論文の審査は、教育研究協議会が修士課程の目的に応じ適当と認めた場合は、特定の課題についての研究成果（以下「特定課題研究」という。）の審査をもって代えることができる。ただし、特定課題研究に関する必要事項は、別に定める。

3 修了の認定に当たっては、その基準をあらかじめ示すものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第88条 学位論文及び最終試験の合格・不合格は、教育研究協議会が選出した審査委員の報告に基づいて、教育研究協議会が決定する。

2 学位論文の審査について必要があるときは、他の大学院等の教員を審査員に加えることができる。

3 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ、学位論文を提出した者について口頭又は筆記によって行う。

(学位授与)

第89条 修士課程の修了要件を満たした者には、次のとおり修士の学位を授与する。

文化学研究科文化学専攻 修士（文化学）

(教育職員免許状の取得)

第90条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

文化学研究科文化学専攻

中学校教諭専修免許状 国語

中学校教諭専修免許状 社会

高等学校教諭専修免許状 国語

高等学校教諭専修免許状 地理歴史

3 教育職員免許状の取得に関する必要事項は、別に定める。

第8章 学費等納付金

(学費等納付金)

第91条 入学検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 30,000円

(2) 入学金 150,000円

(3) 授業料 700,000円

(4) 施設設備費 100,000円

2 前項に規定する納付金その他、教育に必要な費用を徴収することがある。

3 学費等納付金に関する必要事項は、別に定める。

(学群学則の準用)

第92条 大学院の教育研究に必要であって、本編に適用する条項がない事柄については、前編における学群の教育研究に関する規定を準用することができる。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科及び法学部法学科の学生定員は、第2章第3条の規定にかかわらず平成元年度から平成3年度の間次のとおりとする。

学部学科	平成元年度	平成2年度	平成3年度
外国語学部	630人	580人	530人
英語学科	380	360	340
ロシア語学科	250	220	190
経営学部	1,150人	1,100人	1,050人
経営学科	1,150	1,100	1,050
法学部	200人	400人	600人
法学科	200	400	600

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成2年度から平成10年度において経済学部及び経営学部の入学定員は、第2章第3条の規定に

かかわらず次のとおりとする。

学部学科	入学定員
経済学部	400人
経済学科	400
経営学部	300人
経営学科	300

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、教育職員免許に係る「地理歴史」及び「公民」の教育課程については、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成3年度から平成10年度において外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科及び法学部法学科の入学定員は、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部学科	入学定員
外国語学部	170人
英語学科	115
ロシア語学科	55
経営学部	350人
経営学科	350
法学部	300人
法学科	300

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9章第38条の規定は、平成3年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成4年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第7まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第6までにかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成5年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第7まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第6までにかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成7年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第7まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第6までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年度において経済学部経済学科、外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科、法学部法学科の入学定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	入学定員
経済学部	400人
経済学科	400
外国語学部	170
英語学科	115
ロシア語学科	55
経営学部	400
経営学科	300
法学部	300
法学科	300

- 3 平成10年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年度から平成16年度において、経済学部経済学科、外国語学部英語学科、ロシア語学科、経営学部経営学科及び法学部法学科の入学定員は、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度



学部学科	入学定員	入学定員	入学定員	入学定員	入学定員
経済学部	375人	350人	325人	300人	300人
経済学科	375	350	325	300	300
外国語学部	165	160	155	150	150
英語学科	115	110	105	100	100
ロシア語学科	50	50	50	50	50
経営学部	400	400	400	400	400
経営学科	300	300	300	300	300
法学部	275	250	250	250	250
法学科	275	250	250	250	250

- 3 平成11年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年度から平成16年度において、経営学部経営学科の入学定員は、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部学科	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	入学定員	入学定員	入学定員
経営学部	380人	370人	350人
経営学科	280	270	250

- 3 平成13年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 平成15年度において、経営学部経営学科の入学定員は、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部学科	平成15年度
	入学定員
経営学部	370人
経営学科	270

(経過措置)

- 3 平成14年度以前入学生は、第8条に規定する授業科目の区分、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第12まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第9までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第13まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第10までにかかわらず、なお従前のおりとする。

(経営学部産業情報学科の存続に関する経過措置)

- 3 経営学部産業情報学科は、第3条の規定にかかわらず平成17年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(文化学部日本語・日本文化学科及び比較文化学科の存続に関する経過措置)

- 2 文化学部日本語・日本文化学科及び比較文化学科は、第3条の規定にかかわらず、平成18年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

(経過措置)

- 3 平成18年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経営学部ビジネスコミュニケーション学科及び法学部自治行政学科の存続に関する経過措置)

- 2 経営学部ビジネスコミュニケーション学科及び法学部自治行政学科は、第3条の規定にかかわらず、平成20年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

(経過措置)

- 3 平成20年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成21年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成22年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成23年度以前入学生は、第13条第1項に規定する別表第1から別表第14まで及び第37条第1項に規定する別表第1から別表第11までにかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経済学部経済学科、外国語学部英語学科、外国語学部ロシア語学科、経営学部経営学科、法学部法学科、文化学部文化学科の存続に関する経過措置)
- 2 経済学部経済学科、外国語学部英語学科、外国語学部ロシア語学科、経営学部経営学科、法学部法学科、文化学部文化学科は、第3条の規定にかかわらず、平成24年度以前入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

(経過措置)

- 3 平成24年度以前入学生は、第3条の2、3条2の2、8条、13条、14条、15条、15条の2、15条の3、16条、20条、22条、23条、25条、26条、27条、28条、29条、30条、31条、37条、38条、40条、41条にかかわらず、なお従前のおりとする。

(文化学部比較文化学科の廃止)

- 4 文化学部比較文化学科は、平成25年3月31日付けで廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
(文化学部日本語・日本文化学科の廃止)
- 2 文化学部日本語・日本文化学科は、平成26年3月31日付けで廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。  
(経営学部ビジネスコミュニケーション学科の廃止)
- 2 経営学部ビジネスコミュニケーション学科は、平成27年3月31日で廃止する。  
(法学部自治行政学科の廃止)
- 3 法学部自治行政学科は、平成27年3月31日で廃止する。  
(札幌大学大学院学則の廃止)

- 4 札幌大学大学院学則は、平成27年3月31日をもって廃止する。  
(札幌大学大学院学則の廃止に伴う経過措置)
- 5 平成24年度以前入学生の教育課程については、第69条第1項に規定する別表第15及び別表第17～20並びに第71条にかかわらず、なお「札幌大学大学院学則」(平成23年4月1日施行)のとおりとする。  
(経過措置)
- 6 平成26年度以前入学生は、第69条第1項に規定する別表16、18～20にかかわらず、なお「札幌大学大学院学則」(平成25年4月1日施行)のとおりとする。  
附 則  
(施行期日)
  - 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)
    - 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。  
(外国語学部ロシア語学科の廃止)
    - 2 外国語学部ロシア語学科は、平成29年3月31日で廃止する。  
附 則  
(施行期日)
      - 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。  
(法学研究科法学専攻、経営学研究科経営学専攻、外国語学研究科英語学専攻、外国語学研究科ロシア語学専攻及び経済学研究科地域経済政策専攻の存続に関する経過措置)
      - 2 法学研究科法学専攻、経営学研究科経営学専攻、外国語学研究科英語学専攻、外国語学研究科ロシア語学専攻及び経済学研究科地域経済政策専攻は、改正後第66条(研究科、専攻及び収容定員)の規定にかかわらず、平成29年度以前入学生が当該研究科に在学している間、存続するものとする。  
(第66条の2、第89条及び第90条の2に係る経過措置)
      - 3 文化学研究科文化学専攻を除く平成29年度以前入学生は、第66条の2(研究科の教育目標及び人材育成の目的)、第89条(学位授与)及び第90条の2(教育職員免許状の取得)にかかわらず、なお従前のとおりとする。  
(地域共創学群現代教養専攻の存続に関する経過措置)
      - 4 地域共創学群現代教養専攻は、第29条(専攻)の規定にかかわらず、平成29年度以前入学生が当該専攻に在学している間、存続するものとする。  
(外国語学研究科ロシア語学専攻の廃止)
      - 5 外国語学研究科ロシア語学専攻は、平成30年3月31日で廃止する。  
(外国語学部英語学科の廃止)
      - 6 外国語学部英語学科は、平成30年3月31日で廃止する。  
(外国語学部の廃止)
      - 7 外国語学部は、平成30年3月31日で廃止する。  
附 則  
(施行期日)
        - 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経営学研究科経営学専攻の廃止)
        - 2 経営学研究科経営学専攻は、平成31年3月31日で廃止する。  
(外国語学研究科英語学専攻の廃止)
        - 3 外国語学研究科英語学専攻は、平成31年3月31日で廃止する。  
(経済学研究科地域経済政策専攻の廃止)

- 4 経済学研究科地域経済政策専攻は、平成31年3月31日で廃止する。  
(経済学部経済学科の廃止)
- 5 経済学部経済学科は、平成31年3月31日で廃止する。  
(文化学部文化学科の廃止)
- 6 文化学部文化学科は、平成31年3月31日で廃止する。